

事務事業名	市債管理基金事務				担当	総務部 財政課 財政係			
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり				増補版施策名			
施策名	4	健全な財政運営				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	地方自治法 地方財政法 市債管理基金条例 真岡市財務規則					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠							☒ 単年度繰返（開始年度 昭和59 年度～）		
予算科目							☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
事業概要	・市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる健全な財務の運営に資するため設置された基金の管理事務である。 【基金の管理】 ・基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理している。 ・財政上必要があるときと認めるときは、振替運用ができる。 【基金積立及び処分】 ・毎年度基金として積立てる額は予算で定めている。 ・基金は、条例第6条の規定に基づき、経済事情の変動等により財源が不足する場合において市債の償還の財源に充てるときなどに処分することができる。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 31年度実績 ・予算に基づき積立及び処分した。 2年度計画 ・予算に基づき積立及び処分する。	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 基金積立回数	回	1	1	1	1	1
	イ 基金処分回数	回	1	1	1	1	0
	ウ						
	エ						
	オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 ・市債管理基金	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 市債管理基金残高	千円	505,824	466,824	407,824	328,824	330,021
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） ・積立及び処分による市債管理基金の適正な管理	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 基金積立額	千円	71,000	61,000	41,000	21,000	1,197
	イ 基金処分額	千円	50,000	100,000	100,000	100,000	0
	ウ						
	エ						
	オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） ・健全財政の維持確保	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
	ア 一括償還市債発行額に対する基金額の割合	%	84.3	116.7	203.9	0	0
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移				単位	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(実績)	2 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	0	0	0	0	0
			事業費計 (A)	千円	0	0	0	0	0
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1
			延べ業務時間	時間	40	40	40	40	20
			人件費計 (B)	千円	166	166	167	162	81
			トータルコスト(A)+(B)	千円	166	166	167	162	81

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	・市債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる健全な財務の運営に資するため
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは 5 年前と比べてどう変わったのか？	・国、地方ともに、少子高齢社会に伴う社会保障関係経費及び扶助費の増加、公債費の累積増等大幅な財源不足が続いている。 ・このような中、市債の資金調達は、政府資金から民間資金へ移行している。また、近年、住民参加型ミニ市場公募債が創設され、地方債計画上の市場公募債に位置づけられている。ミニ市場公募債については、満期一括償還による償還方法であることから、市債償還計画上、基金への積立を計画的に実施する必要があり、市債管理基金の適正な管理の必要性が高まっている。 ・平成 17 年度から導入しましたミニ市場公募債（コットン債）については、地方債に係る金融機関からの借入利率がコットン債の発行利率を下回っていること、市民の行政参加意識の高揚など当制度の目的がほぼ達成されたことなどにより、平成 26 年度をもって発行を終了としました。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	